

加東市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和4年度定期監査（12月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和5年1月25日

加東市監査委員	高	橋	優
加東市監査委員	壺	井	弘次
加東市監査委員	田	中	正紀

令和4年度定期監査（12月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和4年12月26日において、令和4年度12月期（令和4年4月1日から令和4年11月30日まで）における、滝野南小学校の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の6点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 施設使用許可及び使用料徴収事務は、適切に行われているかどうか。
- (5) 教材費等の徴収事務は、適正に行われているかどうか。
- (6) 備品管理は、適正に行われているかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和4年度12月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【滝野南小学校（教育総務課）】

1 監査の結果

滝野南小学校は「豊かに たくましく 学び続ける南っ子の育成」を学校教育目標にし、「もとめる子、つながる子、きたえる子」をめざす子ども像として掲げ、学校運営を行っている。

職員数は、教諭（校長、教頭を含む）10名、任期付講師・臨時講師3名、臨時事務職員1名、会計年度任用職員5名の計19名である。

11月末時点における児童数は135名である。

校長から、教育目標、学校運営の重点等について説明があった。

学校施設（運動場・体育館）の使用状況報告書、使用一覧表、申請書及び減免申請書を確認した。当小学校の施設使用団体はすべて減免対象であるため、使用料は発生していなかった。

加東市立学校施設使用条例に基づく使用料の取扱いについて確認した。

6学年分の学校徴収金に係る現金出納簿、領収書及び預金通帳を確認した。出金してから支払までの間は校内の金庫で保管し、業者への支払日を全学年で揃えるなど出来るだけ手元に現金を置かない工夫をしているとの説明があった。

備品台帳と現物を突合するため、教室（1年生）、理科室及び理科準備室の一

部を確認したところ一致していた。

2 意見

学校徴収金の出納簿については、現金の動きが分かるように整理されているので、引き続き現金の取扱いは十分に注意していただきたい。

備品台帳は、複数購入しそれぞれ配置場所で管理している場合、購入個数は全体数であるが現有個数は配置場所ごとに1個の記載となっている。しかし、個別に見たときに購入後の動きや現在の状況を把握しづらいため、記載内容を工夫していただきたい。

令和9年の滝野地域小中一貫校開校へ向け、大勢の集団のなかでも児童が委縮することなく学習・生活を行えるよう取り組まれていることを評価する。今後も滝野地域の学校間での連携を深め、開校後に児童が学校生活の変化にとまどうことがないように取り組まれないようにしたい。